

第二十八条 前三条の規定は、中央福祉人材センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第二十五条第一項中「法第九十三条第一項」とあるのは「法第九十九条」と、同条第二項中「法第九十四条」とあるのは「法第百条」と、第二十六条中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十三条第三項」と、前条第一項中「法第九十六条第一項前段」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第一項前段」と、同条第二項中「法第九十六条第一項後段」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第一項後段」と、同条第三項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

第八条の五を削る。

第八条の四第一項中「第七十条の九第一項前段」を「第九十六条第一項前段」に改め、同条第二項中「第七十条の九第一項後段」を「第九十六条第一項後段」に改め、同条第三項中「第七十条の九第二項」を「第九十六条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第八条の三中「第七十条の六第三項」を「第九十三条第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第八条の二第一項中「第七十条の六第一項」を「第九十三条第一項」に、「社会福祉法人」を「法人」に改め、同条第二項第四号中「第七十条の七」を「第九十四条」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に次の十条を加える。

(法第七十七条に規定する厚生省令で定める契約等)

第十五条 法第七十七条に規定する厚生省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するための契約とする。

- 一 法第二条第三項第一号に掲げる事業
- 二 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 障害児相談支援事業
 - ロ 保育所を経営する事業
 - ハ 児童厚生施設を経営する事業
 - ニ 児童家庭支援センターを経営する事業
 - ホ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

- 三 法第二条第三項第三号に掲げる事業のうち、母子福祉施設を経営する事業
- 四 法第二条第三項第四号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 老人福祉センターを経営する事業
 - ロ 老人介護支援センターを経営する事業
- 五 法第二条第三項第五号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 身体障害者相談支援事業
 - ロ 身体障害者福祉センターを経営する事業
 - ハ 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 法第二条第三項第六号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 知的障害者相談支援事業
 - ロ 知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 法第二条第三項第七号に掲げる事業のうち、精神障害者社会復帰施設（精神障害者地域生活支援センターに限る。）を経営する事業

八 法第二条第三項第九号に掲げる事業

九 法第二条第三項第十一号に掲げる事業

2 法第七十七条第四号に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 福祉サービスの提供開始年月日

二 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

(誇大広告が禁止される事項)

第十六条 法第七十九条に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 提供される福祉サービスの質その他の内容に関する事項

二 利用者が事業者を支払うべき対価に関する事項

三 契約の解除に関する事項

四 事業者の資力又は信用に関する事項

五 事業者の事業の実績に関する事項

(選考委員会の委員の選任に関する意見の聴取)

第十七条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。）第二条第三項に規定する選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員の選任に当たっては、都道府県社会福祉協議会が定める方法であつて、次の各号のいずれかに該当するものによるものとする。

一 一定の期間を指定して意見書の提出を受け付ける方法

二 あらかじめ公示した期日及び場所において意見を聴取する方法

三 前二号の方法に準ずるものとして都道府県社会福祉協議会が定める方法

（選考委員会の委員の任期）

第十八条 選考委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（選考委員会の委員長）

第十九条 選考委員会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する委員長一人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第二十条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、福祉サービスの利用者を代表する委員、社会福祉事業を經營する者を代表する委員及び公益を代表する委員の各二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

(苦情の解決のあつせんの申請)

第二十一条 法第八十五条第一項に規定する申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者(以下「当事者」という。)は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)に対し、法第八十五条第二項に規定するあつせん(以下「あつせん」という。)の申請をすることができるといふことができる。

2 前項のあつせんの申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を運営適正化委員会に提出しなければならぬ。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当事者の一方からの申請をしようとするときは、他方の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 あつせんを求める事項

四 その他あつせんを行うに際し参考となる事項

(他の当事者への通知等)

第二十二條 運営適正化委員会は、当事者の一方からあつせんの申請があつたときは、他方の当事者に対し、その旨を通知するとともに、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件をあつせんに付することに同意するかどうかを書面をもつて回答すべきことを求めなければならない。

2 前項の規定により回答を求められた者が同項に規定する期間内に回答をしなかつたときは、あつせんに付することに同意しなかつたものとみなす。

3 運営適正化委員会は、当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において、他方の当事者がこれに同意しなかつたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(あつせんへの付託等)

第二十三条 運営適正化委員会は、前項の規定により当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他方の当事者がこれに同意したときは、令第七条第一項に規定する合議体（以下「合議体」という。）によるあつせんに付するものとする。ただし、運営適正化委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適當でないと認めるとき、又は申請者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

2 運営適正化委員会は、申請に係る事件をあつせんに付したときは、その旨及び当該事件のあつせんを行う合議体を構成する委員の氏名を当事者に通知しなければならない。

3 運営適正化委員会は、申請に係る事件を第一項ただし書の規定によりあつせんに付さないこととしたときは、理由を付した書面をもつて当事者にその旨を通知しなければならない。

(あつせん)

第二十四条 あつせんを行う合議体は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

2 あつせんを行う合議体は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切る事ができる。この場合においては、あつせんを打ち切る事とした理由を付した書面をもつて当事者にその旨を通知しなければならない。

第八条第一項中「様式第一号に依る」を「様式第二号による」に改め、同条第二項中「呈示」を「提示」に改め、同条を第十四条とする。

第七条第一項中「第六十九条第一項」を「第七十三条第一項」に、「左に」を「次に」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「添附することを要する」を「添付しなければならない」に改め、同項第四号中「異なる」を「異なる」に改め、同条第三項中「第六十九条第三項」を「第七十三条第三項」に、「するものとする」を「行わなければならない」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(身分を示す証明書)

第十二条 法第七十条の規定により検査その他事業経営の状況の調査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第六条の二を第十一条とする。

第六条第一項及び第二項中「第五十六条の二第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による報告)

第十条 法第三十条第一項に規定する所轄庁(同条第二項の法人にあつては、法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。次項において同じ。)は、法第五十九条第一項の規定による届出については、前条第二項による方法に代えて、厚生省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と法人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。第三項において同じ。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた届出は、前項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に所轄庁に到達したものとみなす。

3 電子情報処理組織を使用して法第五十九条の規定による届出をしようとする者についての前条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「の現況報告書二通を提出」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録」と、同条第三項中「前項の現況報告書には、次に掲げる書類を添付」とあるのは「前項の届出をする場合には、次に掲げる書類二通を提出」とする。

第五条第一項中「第五十六条」を「第五十八条」に、「左の」を「次に掲げる」に、「添附」を「添付」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第三項中「第一条第五項」を「第二条第五項」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六条第一項の規定により検査を行う当該職員は、その身分を示す様式第一号による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第四条第一項中「第四十七条第二項」を「第四十九条第二項」に、「次に掲げる事項を具して所轄庁に申請するものとする」を「合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十七条第一項」を「第四十九条第一項」

に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「事項」を「書類」に改め、同号二中「続柄」の下に「を記載した書類」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第五十条」を「第五十二条」に、「選任せられた」を「選任された」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「第一条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「第四十四条第二項」を「第四十六条第二項」に、「次に掲げる事項を具して、所轄庁に申請するものとする」を「解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十四条第一項第一号」を「第四十六条第一項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「負債ある場合」を「負債があるとき」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「第一条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条を第五条とする。

第二条の二第一項中「第四十一条第一項」を「第四十三条第一項」に、「次の各号に掲げる事項」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「第二十九条第一項第四号」を「第三十一条第一項第四号」に改め、同項第二号中「第二十九条第一項第七号」を「第三十一条第一項第七号」に改め、同項第三号中「第二十